

業務金額 円	業務名 佐伯区内街路樹その他保守管理業務 (8-6)
-----------	-------------------------------

(甲)

工種	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
街路樹		式	1.00			第 1 号明細表参照
植樹帯		式	1.00			第 2 号明細表参照
交通管理工		式	1.00			第 3 号明細表参照
処分		式	1.00			第 4 号明細表参照
直接業務費計						

(乙)

工種	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
共通仮設費（率分）		式	1.00	—		
純業務費計						
現場管理費		式	1.00	—		
業務原価計						
一般管理費		式	1.00	—		
一般管理費（契約保証費）		式	1.00	—		
業務価格計						
消費税相当額		式	1.00	—		
請負業務費						

第 1 号 街 路 樹 明 細 表							
内 訳							
工 種	種 別	形状寸法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
高木せん定	夏季	C=30~60cm	本	79.00			市場単価（夏季せん定 幹周30cm以上60cm未満、50本以上、供用区間 歩道及び交通島）
高木せん定	夏季	C=60~90cm	本	87.00			市場単価（夏季せん定 幹周60cm以上90cm未満、50本以上、供用区間 歩道及び交通島）
高木せん定	夏季	C=90~120cm	本	1.00			市場単価（夏季せん定 幹周90cm以上120cm未満、50本以上、供用区間 歩道及び交通島）
高木せん定	冬季	C=30cm未満	本	2.00			市場単価（冬季せん定 幹周30cm未満、50本以上、供用区間 歩道及び交通島）
高木せん定	冬季	C=30~60cm	本	116.00			市場単価（冬季せん定 幹周30cm以上60cm未満、50本以上、供用区間 歩道及び交通島）
高木せん定	冬季	C=60~90cm	本	119.00			市場単価（冬季せん定 幹周60cm以上90cm未満、50本以上、供用区間 歩道及び交通島）
高木せん定	冬季	C=90~120cm	本	3.00			市場単価（冬季せん定 幹周90cm以上120cm未満、50本以上、供用区間 歩道及び交通島）
計							

第 2 号 植 樹 帯 明 細 表							
内 訳							
工 種	種 別	形状寸法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
中木せん定	寄植		m ²	1270.00			市場単価（中木、1,000m ² 以上、供用区間 歩道及び交通島）
低木せん定	寄植		m ²	325.00			市場単価（低木、1,000m ² 以上、供用区間 歩道及び交通島）
除草	手抜き		m ²	4,213.00			市場単価（抜根除草 植込地、1,000m ² 以上、供用区間 歩道及び交通島）
除草	肩掛式		m ²	505.00			公園共通代価第40201号参照
計							

第 4 号 処 分 明 細 表							
内 訳							
工 種	種 別	形状寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
処分費	再資源化施設	高木せん定	式	1.00			
処分費	広島市焼却工場	中低木せん定 除草	式	1.00			
計							

仕 様 書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和 8 年 1 月改訂（平成 2 3 年 1 月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

特記仕様書

- 1 本特記仕様書は、佐伯区内街路樹その他保守管理業務（８－６）（以下「業務」という。）に適用する。
- 2 本業務の実施区域は、別紙「位置図」のとおりとする。
- 3 道路使用許可書(写し)並びに作業週報（本市所定の様式）については、必ず、作業前に提出すること。なお、未提出での作業を行った場合は、作業中止等の措置を行うことがある。
- 4 本業務の実施に当たっては、契約書中に示された作業実施時期に基づき契約後に作成・提出する実施工程表のとおり実施すること。なお、実施工程表は、発注者に提出する実施計画書に添付すること。ただし、天候、地元要望等により、やむを得ず各作業の開始・完了時期の変更が生じる場合は、発注者と受注者で協議の上、実施計画書を変更するものとする。
- 5 留意事項
 - (1) 高木せん定

設定した目標樹形及びせん定方針が確実に実施されるよう見本せん定を行い、発注者が確認した後、その見本どおりのせん定を行うこと。
 - (2) 処 分

せん定枝葉については、原則として以下のように処分することとするが、諸事情により以下の処分先における処分が困難である場合は、他の処分先への搬入に関して発注者と協議した上で、その結果に従い適正に処分すること。

なお、それぞれ、処分先及び処分量の集計表、処分伝票の写しを提出すること。また、発注者が求める場合は、処分伝票の原本を提示すること。

ア 高木せん定枝葉
産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再資源化施設に搬入すること。

イ 中低木をせん定した枝葉及び除草作業により刈り取った草
広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。
 - (3) 除 草

樹木の周囲や中低木の中の除草は、樹木を傷つけないよう動力草刈機を用いないこととし、地際から手抜きによる抜根除草を行うとともに実生苗の除去も行うこと。
 - (4) 植樹柵の除草・草刈

街路樹の植樹柵（植樹帯・分離帯を含む。）の除草・草刈については、植樹柵と車道・歩道舗装の境目に生えている雑草類も取り除くこと。

また、これにより難しい場合は本市と協議し、その結果にしたがうこと。
 - (5) その他
せん定又は除草作業中、区域内にゴミ類（カン、ビン、ペットボトルなど）があった場合

は、袋詰めにし、車や歩行者の支障にならない場所に集め、発注者へ連絡すること。

6 本業務の実施に当たっては、造園施工管理技士の資格を有する者又は建設業法第7条第2号イ又はロに該当する者(造園工事に限る。)を現場責任者(直接的な雇用関係にあるものに限る。)として配置すること。

7 一般社団法人日本造園建設業協会の認定する街路樹剪定士及び職業能力開発促進法による1級又は2級造園技能士の資格を有する者(直接的な雇用関係にあるものに限るが、同一人物である必要はない。)は、せん定作業中常時、作業又は現場において適正なせん定を行うようせん定方法等の指導にあたること。

なお、せん定作業中においては、街路樹剪定士及び造園技能士であることが確認できるよう名札等を着用すること。

8 交通誘導警備員については、街路樹・植樹帯・緑地帯の全作業時、また、中央分離帯の全作業時に適正な人員配置を見込んでいるが、交通状況等を十分把握し必要であれば交通誘導警備員の増員等の安全対策を行い、現場の安全管理を徹底すること。

また、交通誘導警備員を配置した場合は、勤務伝票等の写しを提出し、発注者が求める場合は、勤務伝票等の原本を提示すること。

9 歩道での作業については、作業状況を十分把握し歩行者等の迷惑にならないよう、必要であれば、バリケードの設置や、交通誘導警備員の増員等を行い、現場の安全管理を徹底すること。

10 業務実施中は、必ず作業中である旨を示す看板を掲げること。また、看板は出来るだけ、運転者及び歩行者等から見やすい位置に配置すること。

11 業務中においては、トラック等の作業車や作業員のヘルメットに受注者(下請け作業については下請業者)の会社名を表示すること。

12 早朝・夜間(8時から17時までの時間帯以外)や休日(官公庁の休日)に作業する場合は、事前に業務打合せ簿を提出し、発注者の承諾を得ること。

ただし、原則として日曜日・祝日の作業は認めない。

13 報告事項

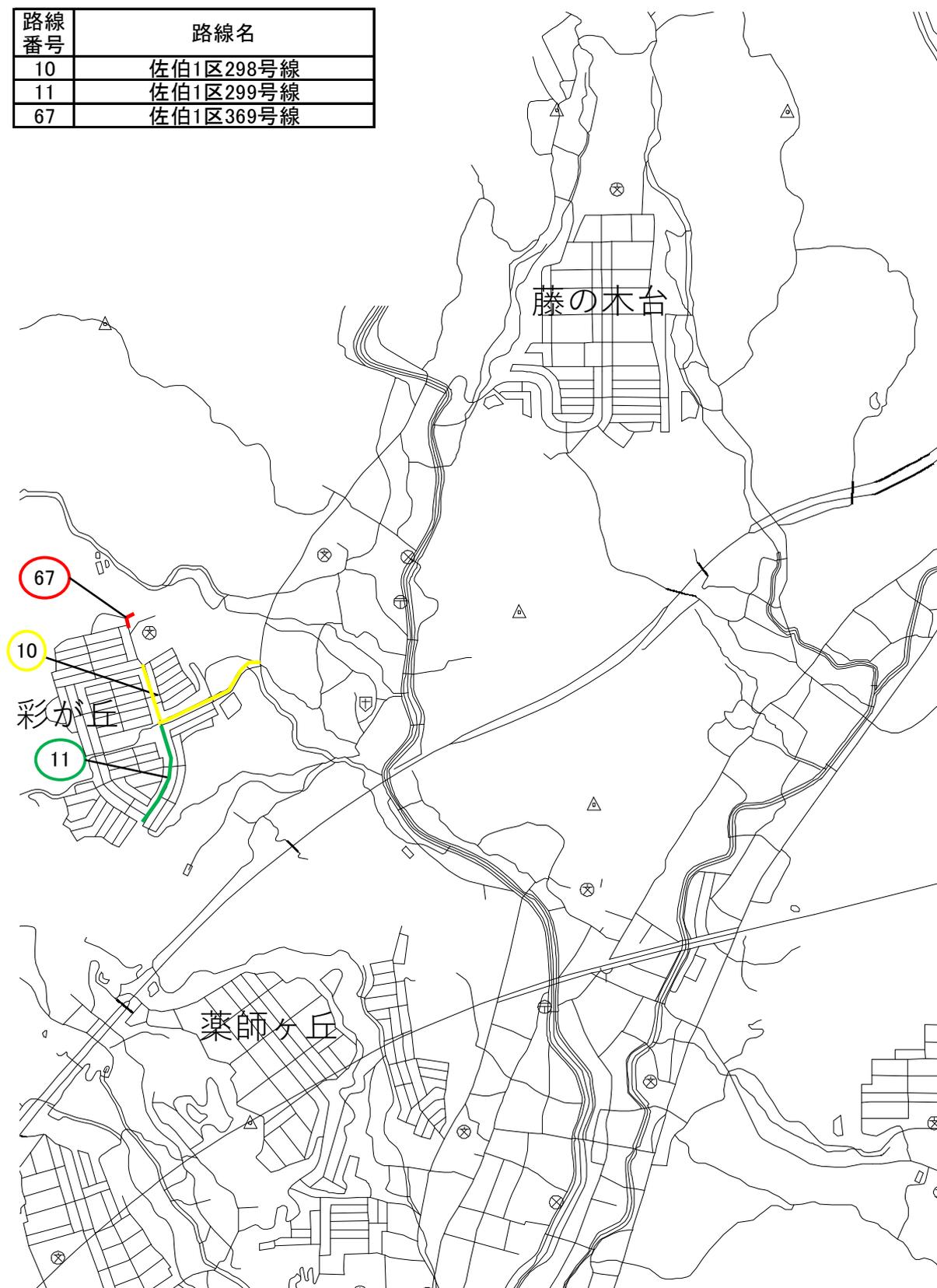
(1) 受注者は、契約後直ちに、また、必要に応じて標準仕様書で指示する書類を提出すること。
(2) 受注者は、工程表で示す作業期間の最終月の業務完了後14日以内(閉庁日含む。)に、所定の業務実施報告書に作業日誌及び作業記録写真帳を添えて、発注者に提出し、検査を受けるものとする。なお、作業日誌は、次の事項が確認できるものとする。

- ① 業務名 ② 作業日 ③ 天候 ④ 就労人数 ⑤ 現場責任者
- ⑥ 作業日に現場に配置した有資格者 ⑦ 作業数量

14 本特記仕様書に定められていない事項は、発注者と協議のうえこれを定めるものとする。

位置図

路線番号	路線名
10	佐伯1区298号線
11	佐伯1区299号線
67	佐伯1区369号線



佐伯区内街路樹その他保守管理業務(8-6)